



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.4(95 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222065)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



極 秘
無 期 限
10部の内
7号

Ⅲ わが方申し入れに対する米側の反応

4287
北米局

1. 基本的考え方

米側が可能な限りの基地使用の自由を求め
るのに対し、これを日本側が徹切つて制限し
て行くということではなく、極東における自
由陣営の戦路上の利益の観点から、沖縄にあ
る基地がどのように使われることが、日米両
国にとつての共通の利益であるかを、日米双
方が検討して行くこととしたい。

2. 沖縄の果している抑止機能と米側の受諾し 得る制約の限界

(1) 核の問題については、ボラリスの使用は
全面核戦争を意味し、安易に使用し得ない
ので、核攻撃の可能性に対するクレディビ
リティを確実にし、有効な抑止力を維持
するためには、ボラリスに至らない核戦力
の保持が必要である。日本が要求するの
であれば、核兵器を沖縄から取除くことはで

きよりが、中共に対する抑止力は、それだ
け減少する。ボラリスに至らない各種の戦
術核兵器の配備の必要についてはいろいろ
言いたいことがある。

(2) 戦術作戦行動については、例えば(1)グロ
ムに基地をおくB-52に対する沖縄基地
からの給油機による給油、(2)中共のタイ、
ラオス等に対する大規模な地上兵力による
攻撃に対する沖縄からの反撃の自由を確保
することが最少限必要である。

(3) 事前協議の制約については、米国が現状
において、沖縄の基地をいかようにも使用
し得るということが、有効な抑止力として
作用しているのであり、これが日本との事
前協議の対象となるということでは、抑止
力はそれだけ減少することとなる。本土並
みに安保条約を適用するということであれ
ば、米側は、沖縄に止まつてその使命を果
すことは極めて困難である。

3. 当面日本側に期待する措置

沖縄の施政権返還後も、米軍基地が存続する場合、日本政府はその基地の使用ぶりについて政治的責任をとらざるを得ず、現状よりも、大きな政治問題に直面することとなるかも知れない。これは、日本政府による政治的決断の問題であるが、差し当り、日本として沖縄にある米軍基地が、どのような役割りを果たすことを望むかについて日本側の一応の考え方も承知したい。(この点、国防省筋よりは、軍関係者間に日本側の圧力により顧歩を強いられたのではなく、自らの創意でそうしたのだという気持を持たせるためには、日本側が暫らくこれ以上の対米アプローチはされないことが望ましいとの見解もある。)

4. 米側回答のタイミング

米側は目下、日本側の申し入れを関係各省係官のレベルで慎重に検討を続けており、今秋の三木大臣の訪米を経て、佐藤総理の訪米

を頂点としてなんらかの前進を得ることを目標として考えている。従つて三木大臣の訪米前に、ジョンソン大使を通じ、なんらかの米側の反応をお伝えしたいと思つている。しかし、作業が遅れれば最初の反応も、大臣訪米のときとなるかも知れない。

5. 小笠原の施政権返還

小笠原については、施政権返還のアレンジメントができる前の帰島は望ましくないとの日本側見解に(ジョンソン大使個人としては)同意である。小笠原の戦略的価値は、日本側で一般に考えられているほど無価値ではない。しかし、中心問題は政治的なもので、沖縄との関連において慎重に検討している。